

滋賀県税条例等の一部を改正する条例案について

1 趣旨

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正等に伴い必要な改正を行うため、滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)等の一部を改正しようとするもの。

2 概要

(1) 個人県民税

- ア 株式等譲渡所得割について、投資一任契約に係る一定の費用がある場合には、特別徴収義務者は当該費用の額に5%を掛けた額を納税義務者に還付しなければならないこととする。(第36条の18関係)
- イ セルフメディケーション税制(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)について、適用期限を令和9年度分の個人県民税まで延長する。(付則第4条の5関係)

(2) 法人事業税

- 電気事業法上、新たな事業類型として特定卸供給事業が創設されることを踏まえ、当該事業に係る法人事業税の課税方式および税率を次のとおりとする。(第37条、第38条の3関係)

資本金1億円超の普通法人	収入割 0.75%
	付加価値割 0.37%
	資本割 0.15%
資本金1億円以下の普通法人等	収入割 0.75%
	所得割 1.85%

(3) その他

- ア 電子帳簿等保存制度の見直し(第143条～第146条関係)
- (ア) 一定の県税関係帳簿について、電磁的記録等による備付け・保存等に係る知事の承認を不要とする。
- (イ) 一定の県税関係書類について、電磁的記録等による保存をもって当該書類の保存に代えることができるこことする等の措置を講ずる。
- イ 所要の規定の整備

3 施行期日

公布日。ただし、2(1)および(3)アは令和4年1月1日から、2(2)は令和4年4月1日から、2(3)イの一部は令和6年1月1日から施行する。

滋賀県税条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、個人の県民税、法人の事業税等について改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

(1) 個人の県民税

ア 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、株式等譲渡所得割の納税義務者が投資一任契約に基づき金融商品取扱業者等に支払うべき一定の費用の金額がある場合には、当該金額（一定の金額を限度とする。）に100分の5を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならないこととします。（第1条による改正後の第36条の18条関係）

イ 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を令和9年度分の個人の県民税まで延長することとします。（第1条による改正後の付則第4条の5関係）

ウ 個人の県民税の所得割の税額控除の範囲に係る扶養親族について、年齢16歳未満の者および控除対象扶養親族に限ることとします。（第1条による改正後の付則第4条の2の2関係）

(2) 法人の事業税

ア 電気供給業のうち、電気事業法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業（以下「特定卸供給事業」という。）に係る法人の事業税について、資本金の額または出資金の額（以下「資本金」という。）1億円超の普通法人にあっては収入割額、付加価値割額および資本割額の合算額によって、資本金1億円以下の普通法人等にあっては収入割額および所得割額の合算額によって、それぞれ課することとします。（第1条による改正後の第37条関係）

イ 電気供給業のうち、特定卸供給事業に対する法人の事業税の税率を次のとおりとすることとします。（第1条による改正後の第38条の3関係）

(ア) 資本金1億円超の普通法人

- a 収入割 100分の0.75
- b 付加価値割 100分の0.37
- c 資本割 100分の0.15

(イ) 資本金1億円以下の普通法人等

- a 収入割 100分の0.75
- b 所得割 100分の1.85

(3) 電子計算機を使用して作成する県税関係帳簿等の保存方法等の特例

- ア 自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合における県税関係帳簿に係る電磁的記録の備付けおよび保存ならびに当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について、知事の承認を不要とすることとします。(第1条による改正後の第143条および第144条関係)
- イ 卸売販売業者等が行う製造たばこの売渡しまたは消費等が課税免除事由に該当することを証するに足りる書類について、当該卸売販売業者等が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、一定の方法により、当該書類に係る電磁的記録の保存または当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該書類の保存に代えることができることとします。(第1条による改正後の第143条および第144条関係)
- ウ 次の書類に記載されている事項を一定の装置により電磁的記録に記録する場合には、一定の方法により、当該書類に係る電磁的記録の保存をもって当該書類の保存に代えることができることとする等の措置を講ずることとします。(第1条による改正後の第143条関係)
 - (ア) 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合におけるその小売販売業者の営業所ごとの当該売渡しに係る製造たばこの数量等を記載した書類
 - (イ) 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者である卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡す場合における当該売渡しに係る製造たばこが卸売販売用であることを証する書類
 - (ウ) 卸売販売業者等が行う製造たばこの売渡しまたは消費等が課税免除事由に該当することを証するに足りる書類
 - エ 書類の徴収および提出について、次の措置を講ずることとします。(第1条による改正後の第145条関係)
 - (ア) ウ(ア)および(イ)の書類について、当該書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けることをもって当該書類の徴収に代えることができることとします。
 - (イ) ウ(ア)および(イ)の書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けた者は、一定の方法により、当該電磁的記録を保存しなければならないこととします。

3 その他

- (1) この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、2(1)アおよびイならびに(3)は令和4年1月1日から、2(2)は令和4年4月1日から、2(1)ウは令和6年1月1日から、それぞれ施行することとします。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
- (3) その他所要の規定の整備を行うこととします。

滋賀県税条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
目次	目次
第1章から第3章まで 省略	第1章から第3章まで 省略
第4章 電子計算機を使用して作成する <u>県税関係帳簿</u> の保存方法等の特例（第143条—第150条）	第4章 電子計算機を使用して作成する <u>県税関係帳簿等</u> の保存方法等の特例（第143条—第146条）
付則	付則
第1条から第23条の3まで 省略	第1条から第23条の3まで 省略
(個人の県民税に係る扶養親族申告書)	(個人の県民税に係る扶養親族申告書)
第23条の3の2 省略	第23条の3の2 省略
2 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける法第24条第1項第1号に掲げる者であつて、扶養親族（ <u>控除対象扶養親族を除く。</u> ）を有する者は、法第317条の3の3の規定に基づく市町民税に係る扶養親族申告書と併せて法第45条の3の3の規定に基づく県民税に係る扶養親族申告書を、同条に規定する公的年金等支払者を経由して、当該申告書を提出しなければならない者の住所所在地の市町の長に提出しなければならない。	2 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける法第24条第1項第1号に掲げる者であつて、扶養親族（ <u>年齢16歳未満の者に限る。</u> ）を有する者は、法第317条の3の3の規定に基づく市町民税に係る扶養親族申告書と併せて法第45条の3の3の規定に基づく県民税に係る扶養親族申告書を、同条に規定する公的年金等支払者を経由して、当該申告書を提出しなければならない者の住所所在地の市町の長に提出しなければならない。
第24条から第27条の6まで 省略	第24条から第27条の6まで 省略
(退職所得申告書)	(退職所得申告書)
第27条の7 退職手当等の支払いを受ける者は、法第328条の7第1項の規定に基づいて市町長に提出する市町民税に関する申告書と <u>あわせて</u> 法第50条の7の規定に基づく申告書を、当該退職手当等の支払者を経由して、当該市町長に提出しなければならない。	第27条の7 退職手当等の支払いを受ける者は、法第328条の7第1項の規定に基づいて市町長に提出する市町民税に関する申告書と <u>併せて</u> 法第50条の7の規定に基づく申告書を、当該退職手当等の支払者を経由して、当該市町長に提出しなければならない。

第27条の8から第36条の17まで 省略

(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者)

第36条の18 省略

2 省略

3 第1項の特別徴収義務者は、租税特別措置法第37条の11の4第3項に規定する場合には、その都度、同項に規定する満たない部分の金額

_____に100分の5を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。

第36条の19および第36条の20 省略

(事業税の納税義務者等)

第37条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。

(1)および(2) 省略

(3) 電気供給業のうち、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして施行規則第3条の14第1項に規定するものを含む。第38条の3第2項および第3項において「小売電気事業等」という。）および同法第2条第1項第14号に規定する発電事業（これに準ずるものとして施行規則第3条の14第2項に規定するものを含む。第38条の3第2項および第3項において「発電事業等」という。）

第27条の8から第36条の17まで 省略

(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者)

第36条の18 省略

2 省略

3 第1項の特別徴収義務者は、租税特別措置法第37条の11の4第3項に規定する場合には、その都度、同項に規定する満たない部分の金額または同項に規定する特定費用の金額（当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第2項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）に100分の5を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。

第36条の19および第36条の20 省略

(事業税の納税義務者等)

第37条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。

(1)および(2) 省略

(3) 電気供給業のうち、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして施行規則第3条の14第1項に規定するものを含む。第38条の3第2項および第3項において「小売電気事業等」という。）、同法第2条第1項第14号に規定する発電事業（これに準ずるものとして施行規則第3条の14第2項に規定するものを含む。第38条の3第2項および第3項において「発電事業等」という。）および同法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業（第38条の3第2項および第3項において「特定卸供給事業」

次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア イに掲げる法人以外の法人 収入割額、付加価値割額および資本割額の合算額

イ 第1号イに掲げる法人 収入割額および所得割額の合算額
2から4まで 省略

第37条の2から第38条の2まで 省略

(法人の事業税の税率)

第38条の3 省略

2 電気供給業（小売電気事業等および発電事業等）を除く。）、ガス供給業、保険業および貿易保険業に対する法人の事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等および発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 第37条第1項第3号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額
イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.37を乗じて得た金額
ウ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.15を乗じて得た金額

(2) 第37条第1項第3号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額
イ 各事業年度の所得に100分の1.85を乗じて得た金額

4 省略

第38条の4から第39条の17まで 省略

(県たばこ税の納稅義務者等)

第40条 県たばこ税（以下「たばこ税」という。）は、製造たばこの製造者、第40条 県たばこ税（以下「たばこ税」という。）は、製造たばこの製造者、

という。） 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア イに掲げる法人以外の法人 収入割額、付加価値割額および資本割額の合算額

イ 第1号イに掲げる法人 収入割額および所得割額の合算額
2から4まで 省略

第37条の2から第38条の2まで 省略

(法人の事業税の税率)

第38条の3 省略

2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等および特定卸供給事業を除く。）、ガス供給業、保険業および貿易保険業に対する法人の事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等および特定卸供給事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 第37条第1項第3号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額
イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.37を乗じて得た金額
ウ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.15を乗じて得た金額

(2) 第37条第1項第3号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額
イ 各事業年度の所得に100分の1.85を乗じて得た金額

4 省略

第38条の4から第39条の17まで 省略

(県たばこ税の納稅義務者等)

特定販売業者または卸売販売業者（以下この節において「卸売販売業者等」という。）が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合（当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。）において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

2 省略

第40条の2から第65条まで 省略

（環境性能割の税率）

第66条 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項または第3項において準用する場合を含む。次項および第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則第9条の2第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則第9条の2第6項に規定するものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので同条第7項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）を除く。次項第1号において同じ。）

アからウまで 省略

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定める もの

(ア)および(イ) 省略

オ 車両総重量が2.5トンを超える3.5トン以下のバスまたはトラックのう

特定販売業者または卸売販売業者（以下この節および第4章において「卸売販売業者等」という。）が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合（当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。）において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

2 省略

第40条の2から第65条まで 省略

（環境性能割の税率）

第66条 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項または第3項において準用する場合を含む。次項および第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則第9条の2第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則第9条の2第6項に規定するものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので同条第7項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）を除く。次項第1号において同じ。）

アからウまで 省略

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第4項に規定するもの

(ア)および(イ) 省略

オ 車両総重量が2.5トンを超える3.5トン以下のバスまたはトラックのう

ち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第4項に規定するもの

(ア)および(イ) 省略

カ 車両総重量が2.5トンを超える3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第5項に規定するもの

(ア)および(イ) 省略

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第6項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第16項に規定するもの（以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第17項に規定するもの（以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ)および(ウ) 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第7項に規定するもの

(ア)から(ウ)まで 省略

ち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第5項に規定するもの

(ア)および(イ) 省略

カ 車両総重量が2.5トンを超える3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第6項に規定するもの

(ア)および(イ) 省略

(2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。次項第2号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第7項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第18項に規定するもの（以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第19項に規定するもの（以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ)および(ウ) 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第8項に規定するもの

(ア)から(ウ)まで 省略

(3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。次項第3号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この条において「平成30年軽油軽中量車基準」という。）または同項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この条において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) および(ウ) 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) から(ウ)まで 省略

ウ 車両総重量が2.5トンを超える3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第8項に規定するもの

(ア) および(イ) 省略

エ 車両総重量が2.5トンを超える3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第9項に規定するもの

(ア) および(イ) 省略

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第10項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年10月1日

（車両総重量が3.5トンを超える7.5トン以下のものにあつては、平

(3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。次項第3号において同じ。）

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第9項に規定するもの

(ア) 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第22項に規定するもの（以下この条において「平成30年軽油軽中量車基準」という。）または同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第23項に規定するもの（以下この条において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) および(ウ) 省略

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第10項に規定するもの

(ア) から(ウ)まで 省略

ウ 車両総重量が2.5トンを超える3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第11項に規定するもの

(ア) および(イ) 省略

エ 車両総重量が2.5トンを超える3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第12項に規定するもの

(ア) および(イ) 省略

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第13項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年10月1日

（車両総重量が3.5トンを超える7.5トン以下のものにあつては、平

成30年10月1日) 以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第24項に規定するもの(以下この条において「平成28年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第25項に規定するもの(以下この条において「平成21年軽油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) 省略

2 次に掲げる自動車(法第149条第1項および前項(第4項または第5項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第12項に規定するもの

(ア)から(ウ)まで 省略

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第14項に規定するもの

(ア)および(イ) 省略

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第15項に規定するもの

(ア)および(イ) 省略

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第16項に規定するもの

成30年10月1日) 以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第29項に規定するもの(以下この条において「平成28年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

b 道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第30項に規定するもの(以下この条において「平成21年軽油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) 省略

2 次に掲げる自動車(法第149条第1項および前項(第4項または第5項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第14項に規定するもの

(ア)から(ウ)まで 省略

イ 車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第15項に規定するもの

(ア)および(イ) 省略

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第16項に規定するもの

(ア)および(イ) 省略

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第17項に規定するもの

- (ア)および(イ) 省略
- (2) 石油ガス自動車（乗用車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
アからウまで 省略
- (3) 次に掲げる軽油自動車
ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
(ア)から(ウ)まで 省略
イ 車両総重量が2.5トンを超える3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第19項に規定するもの
(ア)および(イ) 省略
ウ 車両総重量が2.5トンを超える3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第20項に規定するもの
(ア)および(イ) 省略
エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第21項に規定するもの
(ア)および(イ) 省略
- 3 省略
- 4 第1項（第1号アからエまでに係る部分に限る。）および第2項（第1号アおよびイに係る部分に限る。）の規定は、令和2年度基準エネルギー消費効率および平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第27項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同条第28項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字

- (ア)および(イ) 省略
- (2) 石油ガス自動車（乗用車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第18項に規定するもの
アからウまで 省略
- (3) 次に掲げる軽油自動車
ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第19項に規定するもの
(ア)から(ウ)まで 省略
イ 車両総重量が2.5トンを超える3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第20項に規定するもの
(ア)および(イ) 省略
ウ 車両総重量が2.5トンを超える3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第21項に規定するもの
(ア)および(イ) 省略
エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第22項に規定するもの
(ア)および(イ) 省略
- 3 省略
- 4 第1項（第1号アからエまでに係る部分に限る。）および第2項（第1号アおよびイに係る部分に限る。）の規定は、令和2年度基準エネルギー消費効率および平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第32項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同条第33項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字

句に読み替えるものとする。		
省略		
第1項第1号ウ(イ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
(新設)		
第1項第1号エ(イ)	基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150
第2項第1号ア	第9条の4第12項	第9条の4第23項の規定により読み替えて適用される同条第12項
第2項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の130
第2項第1号ア(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値

句に読み替えるものとする。		
省略		
第1項第1号ウ(イ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第1項第1号エ	第9条の4第4項	第9条の4第23項の規定により読み替えて適用される同条第4項
第1項第1号エ(イ)	基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150
第2項第1号ア	第9条の4第14項	第9条の4第23項の規定により読み替えて適用される同条第14項
第2項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の130
第2項第1号ア(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値

第2項第1号イ	第9条の4第13項	第9条の4第23項の規定により読み替えて適用される同条第13項
第2項第1号イ(イ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144

5 第1項（第1号アおよびイ、第2号ならびに第3号アおよびイに係る部分に限る。）および第2項（第1号ア、第2号および第3号アに係る部分に限る。）の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない
 自動車であつて、令和2年度基準エネルギー消費効率および平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(新設)		
第1項第1号ア(イ)	令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の65	令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の94

第2項第1号イ	第9条の4第15項	第9条の4第23項の規定により読み替えて適用される同条第15項
第2項第1号イ(イ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144

5 第1項（第1号アおよびイ、第2号ならびに第3号アおよびイに係る部分に限る。）および第2項（第1号ア、第2号および第3号アに係る部分に限る。）の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第35項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和2年度基準エネルギー消費効率および平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第36項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号ア	第9条の4第1項	第9条の4第24項の規定により読み替えて適用される同条第1項
第1項第1号ア(イ)	令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の65	令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の94

(新設)		
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
(新設)		
第1項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の94
(新設)		
第1項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
(新設)		
第1項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の94
(新設)		
第1項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分

第1項第1号イ	第9条の4第2項	第9条の4第24項の規定により読み替えて適用される同条第2項
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第1項第2号ア	第9条の4第7項	第9条の4第24項の規定により読み替えて適用される同条第7項
第1項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の94
第1項第2号イ	第9条の4第8項	第9条の4第24項の規定により読み替えて適用される同条第8項
第1項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第1項第3号ア	第9条の4第9項	第9条の4第24項の規定により読み替えて適用される同条第9項
第1項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の94
第1項第3号イ	第9条の4第10項	第9条の4第24項の規定により読み替えて適用される同条第10項
第1項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分

	分の75	の109
(新設)		
第2項第1号ア(イ)、 第2号イおよび第3号ア(イ)	令和12年度基準エネ ルギー消費効率に100 分の60	令和2年度基準エネ ルギー消費効率に100分 の87
(新設)		

第67条から第142条の4まで 省略

第4章 電子計算機を使用して作成する県税関係帳簿の保存方法等の特例

(県税関係帳簿の電磁的記録による保存等)

第143条 次の表の各号の左欄に掲げる者は、当該各号の右欄に掲げる県税関係帳簿（第40条の13第1項、第2項もしくは第4項または第41条の8の規定により備付けおよび保存をしなければならない帳簿をいう。以下この章において同じ。）の全部または一部について、自己が最初の記録段階か

	分の75	の109
第2項第1号ア	第9条の4第14項	第9条の4第24項の規定により読み替えて適用される同条第14項
第2項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネ ルギー消費効率に100 分の60	令和2年度基準エネ ルギー消費効率に100分 の87
第2項第2号	第9条の4第18項	第9条の4第24項の規定により読み替えて適用される同条第18項
第2項第2号イ	令和12年度基準エネ ルギー消費効率に100 分の60	令和2年度基準エネ ルギー消費効率に100分 の87
第2項第3号ア	第9条の4第19項	第9条の4第24項の規定により読み替えて適用される同条第19項
第2項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネ ルギー消費効率に100 分の60	令和2年度基準エネ ルギー消費効率に100分 の87

第67条から第142条の4まで 省略

第4章 電子計算機を使用して作成する県税関係帳簿等の保存方法等の特例

(県税関係帳簿等の電磁的記録による保存等)

第143条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める県税関係帳簿（第40条の13第1項、第2項もしくは第4項または第41条の8の規定により備付けおよび保存をしなければならない帳簿をいう。以下この章において同じ。）の全部または一部について、自己が最初の記録段階か

ら一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、知事の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた県税関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この章において同じ。）の備付けおよび保存をもつて当該承認を受けた県税関係帳簿の備付けおよび保存に代えることができる。

(1) 第40条の13第1項、第2項または第4項に規定する製造たばこの製造者、特定販売業者、定する帳簿 卸売販売業者または小売販売業者	これらの規定に規定する帳簿
(2) 第41条の8に規定する特別徴収義務者	同条に規定する帳簿

(新設)

(新設)

（県税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

第144条 前条の表の各号の左欄に掲げる者は、当該各号の右欄に掲げる 県第144条 前条第1項各号 に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める県

ら一貫して電子計算機を使用して作成する場合には _____、規則で定めるところにより、当該 _____ 県税関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この章において同じ。）の備付けおよび保存をもつて当該 _____ 県税関係帳簿の備付けおよび保存に代えることができる。

(1) 第40条の13第1項、第2項または第4項に規定する製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者または小売販売業者、これらの規定に規定する帳簿

(2) 第41条の8に規定する特別徴収義務者 同条に規定する帳簿

2 卸売販売業者等は、第40条の5第2項の規定により保存することとされている書類の全部または一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該書類の保存に代えることができる。

3 前項に規定するもののほか、卸売販売業者等は、第40条の5第2項または第40条の11第1項もしくは第2項の規定により保存することとされている書類の全部または一部について、当該書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該書類の保存に代えることができる。この場合において、当該書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従つて行われていないとき（当該書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該卸売販売業者等は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

（県税関係帳簿等の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

税関係帳簿の全部または一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、知事の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた県税関係帳簿に係る電磁的記録の備付けおよび当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下この章において同じ。）による保存をもつて当該承認を受けた県税関係帳簿の備付けおよび保存に代えることができる。

(新設)

2 前条の承認を受けている同条の表の左欄に掲げる者

_____は、規則で定める場合において、県税関係帳簿のうち同条の承認を受けているものの全部または一部について、知事の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた県税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該承認を受けた県税関係帳簿に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(電磁的記録による保存等の承認の申請等)

第145条 第143条の表の各号の左欄に掲げる者は、当該各号の右欄に掲げる県税関係帳簿について同条の承認を受けようとする場合には、当該承認を受けようとする県税関係帳簿の備付けを開始する日（当該県税関係帳簿が2以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第4項において同じ。）の3月前の日までに、当該県税関係帳簿の種類、当該県税関係帳簿の作成に使用する電子

税関係帳簿の全部または一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には

二、規則で定めるところにより、当該 県税関係帳簿に係る電磁的記録の備付けおよび当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下この章において同じ。）による保存をもつて当該県税関係帳簿の備付けおよび保存に代えることができる。

2 卸売販売業者等は、前条第2項に規定する書類の全部または一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該書類の保存に代えることができる。

3 前条第1項の規定により同項各号に定める県税関係帳簿に係る電磁的記録の備付けおよび保存をもつて当該県税関係帳簿の備付けおよび保存に代えている当該各号に掲げる者または同条第2項の規定により同項に規定する書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該書類の保存に代えている卸売販売業者等は、規則で定める場合には、当該県税関係帳簿または当該書類の全部または一部について

二、規則で定めるところにより、当該県税関係帳簿または当該書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該県税関係帳簿または当該書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(書類の電磁的記録による徴収等)

第145条 卸売販売業者等は、第40条の11第1項または第2項に規定する書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けることをもつて当該書類の徴収に代えることができる。

計算機およびプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）の概要その他規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。ただし、新たに設立された法人（法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものを含む。）が、当該承認を受けようとする場合において、当該承認を受けようとする県税関係帳簿の全部または一部が、その設立の日から同日以後6月を経過する日までの間に備付けを開始する県税関係帳簿であるときは、設立の日以後3月を経過する日までに、当該申請書を知事に提出することができる。

2 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に係る県税関係帳簿の全部または一部につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する事実がある県税関係帳簿について、その申請を却下することができる。

- (1) 次条第1項の規定による届出書が提出され、または第148条第2項の規定による通知を受けた県税関係帳簿であつて、当該届出書が提出され、または当該通知を受けた日以後1年以内にその申請書の提出がされたこと。
- (2) その電磁的記録の備付けまたは保存が、第143条に規定する規則で定めるところに従つて行われないと認められる相当の理由があること。

3 知事は、第1項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認または却下の処分をするときは、その申請をした者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。この場合において、却下の処分の通知をするときは、その理由を記載しなければならない。

4 第1項本文の規定による申請書の提出があつた場合において、県税関係帳簿の備付けを開始する日の前日までにその申請につき承認または却下の処分がなかつたときは、同日においてその承認があつたものとみなし、同項ただし書の規定による申請書の提出があつた場合において、その提出の日から3月を経過する日までにその申請につき承認または却下の処分がなかつたときは、同日においてその承認があつたものとみなす。

2 前項の規定により同項に規定する書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けた者は、規則で定めるところにより、その提供を受けた電磁的記録を保存しなければならない。

(電磁的記録による保存等の承認に係る変更)

第146条 第143条の承認を受けている者は、当該承認を受けている県税関係帳簿(削除)

帳簿（以下この章において「電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿」という。）の全部または一部について、同条に規定する電磁的記録の備付けおよび保存をやめようとする場合には、規則で定めるところにより、そのやめようとする電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿の種類その他必要な事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、その提出があつた日以後は、当該届出書に係る電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿については、その承認は、その効力を失うものとする。

2 第143条の承認を受けている者は、電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿に係る前条第1項の申請書（当該申請書に添付した書類を含む。）に記載した事項（県税関係帳簿の種類を除く。）の変更をしようとする場合には、規則で定めるところにより、その旨その他必要な事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(主たる事務所または事業所の移転に係る承認の申請等)

第147条 第143条の表の第1号の左欄に掲げる者で県内に主たる事務所または事業所を移転したものが、その移転後も引き続き法第752条第1項に定めるところにより第143条の承認を受けようとするときは、規則で定めるところにより、移転した日から3月を経過する日までに当該県税関係帳簿の種類その他規則で定める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該申請書に係る県税関係帳簿の全部または一部につき第145条第2項第2号に該当する事実があるときは、その該当する事実がある県税関係帳簿について、その申請を却下することができる。

3 第145条第3項の規定は、知事が第1項の申請について承認または却下の

処分をする場合について準用する。

4 第1項の申請書の提出があつた場合において、その提出の日から3月を経過する日までにその申請につき承認または却下の処分がなかつたときは、当該3月を経過する日においてその承認があつたものとみなす。

(電磁的記録による保存等の承認の取消し)

第148条 知事は、電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿の全部または一部につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する事実がある電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿について、その承認を取り消すことができる。

- (1) その電磁的記録の備付けまたは保存が行われていないこと。
- (2) その電磁的記録の備付けまたは保存が第143条に規定する規則で定めるところに従つて行われていないこと。

2 知事は、前項の規定による承認の取消しの処分をする場合には、その承認を受けている者に対し、その旨およびその理由を記載した書面により、これを通知しなければならない。

(電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用)

第149条 第145条から前条までの規定は、第144条各項の承認について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。

第145条第1項	同条の承認を受けようとする場合には	、前条第1項の承認を受けようとする場合にあつては
	3月前の日までに	3月前の日までに、同条第2項の承認を受けようとする場合にあつては、当該承認を受けようとする第143条の承認を受けている県税関係帳簿について電

(削除)

	子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代える日(当該県税関係帳簿が2以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第4項において同じ。)の3月前の日までに	
	が、当該承認	が、前条第1項の承認
第145条第2項第1号	第148条第2項	第149条において準用する第148条第2項
第145条第2項第2号	保存	電子計算機出力マイクロフィルムによる保存
	第143条	前条各項
第145条第4項	前日	前日(当該申請書が前条第2項の承認を受けようとするものである場合には、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代える日の前日)
第146条第1項	第143条 電磁的記録に係る承認済県税関係帳簿 および保存	第144条各項 電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済県税関係帳簿 および当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存
第146条第2項	第143条 電磁的記録に係	第144条各項 電子計算機出力マイクロフィ

	る承認済県税関 係帳簿	ルムに係る承認済県税関係帳 簿
第147条第1項	法第752条第1項	法第754条において準用する法 第752条第1項
	第143条の承認	第144条各項の承認
第147条第2項	第145条第2項第2号	第149条において読み替えて準用する第145条第2項第2号
第147条第3項	第145条第3項	第149条において準用する第145条第3項
前条第1項	電磁的記録に係る承認済県税関 係帳簿 保存	電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済県税関係帳簿 電子計算機出力マイクロフィルムによる保存
	第143条	第144条各項

(県税に関する条例の規定の適用)

第150条 第143条または第144条各項のいずれかの承認を受けている県税関係帳簿に係る電磁的記録または電子計算機出力マイクロフィルムに対する県税に関する条例の規定の適用については、当該電磁的記録または電子計算機出力マイクロフィルムを当該県税関係帳簿とみなす。

付 則

第1条から第4条の2まで 省略

(個人の県民税の所得割の税額控除)

第4条の2の2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の同一生第4条の2の2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の同一生

(県税に関する条例の規定の適用)

第146条 第143条第1項、第2項もしくは第3項前段、第144条各項または第145条第2項のいずれかに規定する規則で定めるところに従つて備付けおよび保存が行われている県税関係帳簿または保存が行われている書類に係る電磁的記録または電子計算機出力マイクロフィルムに対する県税に関する条例の規定の適用については、当該電磁的記録または電子計算機出力マイクロフィルムを当該県税関係帳簿または当該書類とみなす。

付 則

第1条から第4条の2まで 省略

(個人の県民税の所得割の税額控除)

第4条の2の2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の同一生

計配偶者および扶養親族

の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1)から(3)まで 省略

2 省略

第4条の3および第4条の4 省略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第4条の5 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第41条の17第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。）を支払った場合において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進および疾病の予防への取組として施行令附則第4条の5第1項に規定する取組を行っているときにおける第19条の規定の適用については、同条中「第34条」とあるのは、「第34条（法附則第4条の4第1項の規定により読み替えて適用する場合（法第34条第1項第2号に係る部分に限る。）を含む。）」とする。

第5条から第7条の4まで 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

計配偶者および扶養親族（年齢16歳未満の者および第21条第1号アの表に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1)から(3)まで 省略

2 省略

第4条の3および第4条の4 省略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第4条の5 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第41条の17第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。）を支払った場合において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進および疾病の予防への取組として施行令附則第4条の5第1項に規定する取組を行っているときにおける第19条の規定の適用については、同条中「第34条」とあるのは、「第34条（法附則第4条の4第1項の規定により読み替えて適用する場合（法第34条第1項第2号に係る部分に限る。）を含む。）」とする。

第5条から第7条の4まで 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 省略

2から10まで 省略

11 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第7項に規定する小規模不動産特定共同事業者（第1号において「小規模不動産特定共同事業者」という。）、同条第9項に規定する特例事業者（以下この項において「特例事業者」という。）または同条第11項に規定する適格特例投資家限定事業者で施行規則附則第3条の2の15第1項に規定するもの（第2号において「特定適格特例投資家限定事業者」という。）が、同法第2条第3項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第2号に掲げる契約のうち施行令附則第7条第16項に規定するものに限る。）に係る不動産取引の目的となる不動産で次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

(1) 省略

(2) 特例事業者（小規模特例事業者を除く。）および特定適格特例投資家限定事業者 次に掲げる不動産

アからウまで 省略

エ 特定家屋するために増築、改築、修繕または模様替をすることが必要な家屋として施行令附則第7条第19項に規定するもの

オ 省略

12 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第4号に掲げるものをいう。）が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局のうち患者が継続して利用するために必要な機能および個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有するものとして施行規則附則第3条の2の18第1項に規定するものの用に供する不動産で施行令附則第7条第21項に規定するものを取得した場合にお

第8条 省略

2から10まで 省略

11 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第7項に規定する小規模不動産特定共同事業者（第1号において「小規模不動産特定共同事業者」という。）、同条第9項に規定する特例事業者（以下この項において「特例事業者」という。）または同条第11項に規定する適格特例投資家限定事業者で施行規則附則第3条の2の15第1項に規定するもの（第2号において「特定適格特例投資家限定事業者」という。）が、同法第2条第3項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第2号に掲げる契約のうち施行令附則第7条第16項に規定するものに限る。）に係る不動産取引の目的となる不動産で次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

(1) 省略

(2) 特例事業者（小規模特例事業者を除く。）および特定適格特例投資家限定事業者 次に掲げる不動産

アからウまで 省略

エ 特定家屋するために増築、改築、修繕または模様替をすることが必要な家屋として施行令附則第7条第21項に規定するもの

オ 省略

12 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第4号に掲げるものをいう。）が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局のうち患者が継続して利用するために必要な機能および個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有するものとして施行規則附則第3条の2の19第1項に規定するものの用に供する不動産で施行令附則第7条第22項に規定するものを取得した場合にお

ける当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定について、当該取得が令和4年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

13 都市再生特別措置法第109条の15第2項第1号に規定する者が同法第109条の17の規定による公告があつた同法第109条の15第1項に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき同法第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載された同条第15項に規定する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある同法第46条第26項に規定する低未利用土地のうち施行令附則第7条第22項に規定するものを取得した場合における当該低未利用土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和4年3月31日までに行われたときに限り、当該低未利用土地の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。

14 租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者または同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第18条第2項に規定する認定経営力向上計画(同法第17条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第11項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。)に従つて行う当該事業の譲受けにより施行令附則第7条第23項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和4年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

15および16 省略

第8条の2から第10条の2の5まで 省略

(軽油引取税の課税免除の特例)

第10条の2の6 令和6年3月31日までに行われる軽油の引取りに関して、次の表の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の右欄に掲げる用途に供する軽油の引取りに対しては、第54条第1項および第2項の規定にかかわらず、法

ける当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和4年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

13 都市再生特別措置法第109条の15第2項第1号に規定する者が同法第109条の17の規定による公告があつた同法第109条の15第1項に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき同法第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載された同条第15項に規定する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある同法第46条第26項に規定する低未利用土地のうち施行令附則第7条第23項に規定するものを取得した場合における当該低未利用土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和4年3月31日までに行われたときに限り、当該低未利用土地の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。

14 租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者または同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第18条第2項に規定する認定経営力向上計画(同法第17条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第10項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。)に従つて行う当該事業の譲受けにより施行令附則第7条第24項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和4年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

15および16 省略

第8条の2から第10条の2の5まで 省略

(軽油引取税の課税免除の特例)

第10条の2の6 令和6年3月31日までに行われる軽油の引取りに関して、次の表の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の右欄に掲げる用途に供する軽油の引取りに対しては、第54条第1項および第2項の規定にかかわらず、法

附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があつた場合または法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項もしくは第5項の規定による知事もしくは他の道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

省略

自衛隊の使用する機械を管理する者	自衛隊の使用する通信の用に供する機械、自動車（道路運送車両法第4条の規定により登録を受けている 自動車ならびに自衛隊法（昭和29年法律第165号）第114条第1項の規定により道路運送車両法の規定が適用されない自動車で 同条第3項の規定により番号および標識を付されたものを除く。）その他これらに類する機械で 施行規則附則第4条の7第2項に規定するものの電源または動力源の用途
鉄道事業もしくは軌道事業を営む者または専用の鉄道を設置する者もしくは専用側線において車両の入換作業を営む者	鉄道用車両または軌道用車両（日本貨物鉄道株式会社にあつては、日本貨物鉄道株式会社が駅（専用側線のために設けられたものを除く。）の構内その他これに類するコンテナ貨物の取扱いを行う場所において専らコンテナ貨物の積卸しの用に供するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものを含む。）の動力源の用途
農業または林業を営む者、委託を受けて農作物の業務	農業、林業または農地の造成もしくは改良の業務

附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があつた場合または法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項もしくは第5項の規定による知事もしくは他の道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

省略

自衛隊の使用する機械を管理する者	自衛隊が通信の用に供する機械、自動車（道路運送車両法第4条の規定により登録を受けている同法第2条第2項に規定する自動車ならびに自衛隊法（昭和29年法律第165号）第114条第1項の規定により道路運送車両法の規定が適用されない自動車のうち同条第3項の規定により番号および標識を付されたものを除く。）、レーダー、射撃統制装置その他施行規則附則第4条の7第1項に規定するものの電源または動力源の用途
鉄道事業または軌道事業を営む者、専用の鉄道を設置する者および専用側線において車両の入換作業を営む者	鉄道用車両または軌道用車両（日本貨物鉄道株式会社にあつては、日本貨物鉄道株式会社が駅（専用側線のために設けられたものを除く。）の構内その他これに類するコンテナ貨物の取扱いを行う場所において専らコンテナ貨物の積卸しの用に供するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものを含む。）の動力源の用途

業を行う者で施行規則附則第4条の7第3項に規定するもの、農地の造成または改良を主たる業務とする者および素材生産業を営む者で同条第4項に規定するもの	の用に供する機械で次に掲げるものの動力源の用途 ア 動力耕うん機その他の耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械および畜産用機械 イ 製材機、集材機、積込機および可搬式チップ製造機	業を行う者で施行規則附則第4条の7第2項に規定するもの、農地の造成または改良を主たる業務とする者および素材生産業を営む者で同条第3項に規定するもの	機または素材生産業の用に供する機械で次に掲げるものの動力源の用途 ア 動力耕うん機その他の耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械および畜産用機械 イ 製材機、集材機、積込機および可搬式チップ製造機
省略		省略	
鉱物（岩石および砂利を含む。）の掘採事業を営む者	さく岩機および動力付試すい機ならびに鉱物（岩石および砂利を含む。）の掘採事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内において専ら鉱物（岩石および砂利を含む。）の掘採、積込みまたは運搬のために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途	鉱物（岩石および砂利を含む。以下この項において同じ。）の掘採事業を営む者	削岩機および動力付試すい機ならびに鉱物の掘採事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内において専ら鉱物の掘採、積込みまたは運搬のために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
とび・土工工事業で施行規則附則第4条の7第5項に規定するものを営む者	とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削または運搬のために使用する建設機械（カタピラを有しないものまたは道路運送車両法第4条の規定により登録を受けているものを除く。）の動力源の用途	とび・土工工事業で施行規則附則第4条の7第4項に規定するものを営む者	とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削または運搬のために使用する建設機械（カタピラを有しないものまたは道路運送車両法第4条の規定により登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
省略		省略	
航空運送サービス業で施行規則附則第4条の7第6項に規定するものを営む者	空港法（昭和31年法律第80号）第4条第1項各号に掲げる空港、同法第5条第1項に規定する地方管理空港その他の公共の飛行場で施行規則附則第4条の7第7項に規定するものにおいて専ら航空機への旅客の乗	航空運送サービス業で施行規則附則第4条の7第5項に規定するものを営む者	空港法（昭和31年法律第80号）第4条第1項各号に掲げる空港、同法第5条第1項に規定する地方管理空港その他の公共の飛行場で施行規則附則第4条の7第6項に規定するものにおいて専ら航空機への旅客の乗

	降、航空貨物の積卸しもしくは運搬または航空機の整備のために使用するパッセンジャーステップ、ベルトローダー、高所作業車その他これらに類する作業用機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
省略	
木材加工業で施行規則附則第4条の7第8項に規定するものを営む者	木材加工業で施行規則附則第4条の7第8項に規定するものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
木材市場業で施行規則附則第4条の7第9項に規定するものを営む者	木材市場業で施行規則附則第4条の7第9項に規定するものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
たい肥製造業で施行規則附則第4条の7第10項に規定するものを営む者	たい肥製造業で施行規則附則第4条の7第10項に規定するものを営む者の事業場内において、専らたい肥の製造工程において使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）またはたい肥もしくはその原材料の積卸しもしくは運搬のために使用する機械の動力源の用途
省略	
2から5まで 省略	

	降、航空貨物の積卸しもしくは運搬または航空機の整備のために使用するパッセンジャーステップ、ベルトローダー、高所作業車その他これらに類する作業用機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
省略	
木材加工業で施行規則附則第4条の7第7項に規定するものを営む者	木材加工業で施行規則附則第4条の7第7項に規定するものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
木材市場業で施行規則附則第4条の7第8項に規定するものを営む者	木材市場業で施行規則附則第4条の7第8項に規定するものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
堆肥製造業で施行規則附則第4条の7第9項に規定するものを営む者	堆肥製造業で施行規則附則第4条の7第9項に規定するものを営む者の事業場内において、専ら堆肥の製造工程において使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）または堆肥もしくはその原材料の積卸しもしくは運搬のために使用する機械の動力源の用途
省略	
2から5まで 省略	

第10条の2の7から第10条の2の11まで 省略

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第10条の2の12 省略

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則附則第4条の11第3項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。）から650万円（乗車定員30人以上の付則第10条の2の12第2項に規定する路線バス等のうち、道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法第2条に規定する空港または同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点または終点とするもので総務省令で定める ものに限る。）にあつては800万円とし、乗客定員30人未満の付則第10条の2の12第2項に規定する路線バス等にあつては200万円とする。）を控除して得た額」とする。

(1) 省略

(2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第4条の11第4項に規定するものに適合するものであること。

3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造および設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則附則第4条の11第5項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、同条中「と

第10条の2の7から第10条の2の11まで 省略

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第10条の2の12 省略

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則附則第4条の11第3項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。）から650万円（乗車定員30人以上の付則第10条の2の12第2項に規定する路線バス等のうち、道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法第2条に規定する空港または同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点または終点とするもので施行規則附則第4条の11第4項に規定するものに限る。）にあつては800万円とし、乗客定員30人未満の付則第10条の2の12第2項に規定する路線バス等にあつては200万円とする。）を控除して得た額」とする。

(1) 省略

(2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第4条の11第5項に規定するものに適合するものであること。

3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造および設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則附則第4条の11第6項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、同条中「と

いう。)」とあるのは、「という。)から100万円を控除して得た額」とする。

(1) 省略

(2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第4条の11第6項に規定するものに適合するものであること。

(3) 省略

4 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項および第6項において同じ。)が8トンを超える20トン以下のトラック
(総務省令で定めるけん引自動車および被けん引自動車を除く。次項第3号および第4号において同じ。)であつて、同法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた横滑りおよび転覆に対する安全性の向上を図るために装置(以下この項および次項において「車両安定性制御装置」という。)に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの(次項において「車両安定性制御装置」という。)に係る保安基準」という。)、同条第1項の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るために装置(以下この項および次項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。)に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの(次項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。)に係る保安基準」という。)

、同条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るために装置(以下この項および次項において「車線逸脱警報装置」という。)に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの(次項において「車線逸脱警報装置」という。)に係る保安基準」という。)および同条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るために装置(以下この項および第6項において「側方

いう。)」とあるのは、「という。)から100万円を控除して得た額」とする。

(1) 省略

(2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第4条の11第7項に規定するものに適合するものであること。

(3) 省略

4 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項および第6項において同じ。)が8トンを超える20トン以下のトラック
(施行規則附則第4条の11第13項に規定するけん引自動車および被けん引自動車を除く。次項第3号および第4号において同じ。)であつて、同法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた横滑りおよび転覆に対する安全性の向上を図るために装置(以下この項および次項において「車両安定性制御装置」という。)に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第11項に規定するもの(次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)、同法第41条第1項の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るために装置(以下この項および次項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。)に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第9項に規定するもの(次項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)、同法第41条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るために装置(以下この項および次項において「車線逸脱警報装置」という。)に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第10項に規定するもの(次項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。)および同法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るために装置(以下この項および第6項において「側方

衝突警報装置」という。)に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの(第6項)において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置および側方衝突警報装置を備えるもの(総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和3年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から525万円を控除して得た額」とする。

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置および車線逸脱警報装置を備えるもの(施行規則附則第4条の11第14項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和3年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下の乗用車(総務省令で定めるものに限る。)またはバス(総務省令で定めるものに限る。)(次号において「バス等」という。)であつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準および同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(2)から(4)まで 省略

6 車両総重量が8トンを超えるトラック(総務省令で定める被けん引自動車を除く。)であつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、側方衝突警報装置を備えるもの(施行規則附則第4条の11第16項に規定するものに

衝突警報装置」という。)に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第12項に規定するもの(第6項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置および側方衝突警報装置を備えるもの(施行規則附則第4条の11第8項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和3年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から525万円を控除して得た額」とする。

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置および車線逸脱警報装置を備えるもの(施行規則附則第4条の11第14項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和3年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下の乗用車(施行規則附則第4条の11第15項に規定するものに限る。)またはバス(施行規則附則第4条の11第16項に規定するものに限る。)(次号において「バス等」という。)であつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準および同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(2)から(4)まで 省略

6 車両総重量が8トンを超えるトラック(施行規則附則第4条の11第18項に規定する被けん引自動車を除く。)であつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、側方衝突警報装置を備えるもの(施行規則附則第4条の11第17項に規定するものに

限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から175万円を控除して得た額」とする。

7 前各項の規定は、第69条第1項または法第161条の規定により提出される申告書または修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の11第17項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

(自動車税の種別割の税率の特例)

第10条の3 省略

2から4まで 省略

5 次に掲げる自動車（自家用の乗用車を除く。）に対する第73条の5第1項および第2項の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 省略

(2) 天然ガス自動車のうち、平成30年天然ガス車基準に適合するものまたは平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので総務省令で定める もの

(3) 省略

(4) ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エ

限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第65条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から175万円を控除して得た額」とする。

7 前各項の規定は、第69条第1項または法第161条の規定により提出される申告書または修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の11第19項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

(自動車税の種別割の税率の特例)

第10条の3 省略

2から4まで 省略

5 次に掲げる自動車（自家用の乗用車を除く。）に対する第73条の5第1項および第2項の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 省略

(2) 天然ガス自動車のうち、平成30年天然ガス車基準に適合するものまたは平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第7項に規定するもの

(3) 省略

(4) ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エ

エネルギー消費効率が第66条第1項第1号ア(イ)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率(以下この項および次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

(5) 石油ガス自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

(6) 軽油自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、平成30年軽油軽中量車基準または平成21年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

6 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第73条の5第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年

エネルギー消費効率が第66条第1項第1号ア(イ)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率(以下この項および次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第4条の11第8項に規定するもの

(5) 石油ガス自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第4条の11第9項に規定するもの

(6) 軽油自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、平成30年軽油軽中量車基準または平成21年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第4条の11第10項に規定するもの

6 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第73条の5第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年

度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定める
もの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定める
もの

(3) 軽油自動車のうち、平成30年轻油軽中量車基準または平成21年轻油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定める
もの

第10条の3の2から第19条まで 省略

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

第20条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下この条において「整備法」という。）第40条第1項の規定により存続する一般社団法人または一般財団法人であつて整備法第106条第1項（整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の登記をしていないもの（整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたもの（以下この条においてそれぞれ「認可取消社団法人」または「認可取消財団法人」という。）を除く。）については、公益社団法人または公益財団法人とみなして、第17条第2項および第35条第1項の規定を適用する。

度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第4条の11第11項に規定するもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第4条の11第12項に規定するもの

(3) 軽油自動車のうち、平成30年轻油軽中量車基準または平成21年轻油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第4条の11第13項に規定するもの

第10条の3の2から第19条まで 省略

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

第20条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下この条において「整備法」という。）第40条第1項の規定により存続する一般社団法人または一般財団法人であつて整備法第106条第1項（整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の登記をしていないもの（整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたもの（以下この条においてそれぞれ「認可取消社団法人」または「認可取消財団法人」という。）を除く。）については、公益社団法人または公益財団法人とみなして、第17条第2項および第27条の9第1項の規定を適用する。

2から5まで 省略

以下省略

2から5まで 省略

以下省略

滋賀県税条例の一部を改正する条例（令和2年滋賀県条例第39号）新旧対照表（第2条関係）

旧	新
第1条 省略	第1条 省略
第2条 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。 (省略) 第30条第2項中「第53条第50項」を「 <u>第53条第59項</u> 」に改め、同条第3項第1号中「または連結事業年度」を削る。 (省略)	第2条 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。 (省略) 第30条第2項中「第53条第50項」を「 <u>第53条第67項</u> 」に改め、同条第3項第1号中「または連結事業年度」を削る。 (省略)
第3条および付則 省略	第3条および付則 省略